

平成 27 年（2015 年）4 月 3 日

指定就労移行支援事業所 管理者 様

札幌市保健福祉局障がい保健福祉部
自立支援担当課長

就労移行支援の報酬算定における減算の取扱いについて（変更）

平素より、本市障がい福祉行政にご理解とご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

平成 27 年 4 月の障害福祉サービス報酬改定により、就労移行支援事業におきましては、一般企業に雇用されることが可能と見込まれる障がい者に対し、一般就労への移行に向けた支援を実施する制度趣旨を踏まえ、一般就労移行後の就労定着実績がない事業所の減算が強化されるとともに、一般就労への移行実績がない事業所に対する減算が新たに創設されております。

つきましては、就労移行支援サービス費の請求にあたっては、下記の変更点等にご留意ください。

記

1 平成 27 年 4 月報酬改定による変更点

平成 26 年度まで	平成 27 年度以降
サービス提供月の属する年度の直近の過去 3 年度又は 4 年度が、以下のいずれかに該当する場合は、利用者全員の本体報酬について減算を行う。	サービス提供月の属する年度の直近の過去 2 年度、3 年度又は 4 年度が、以下のいずれかに該当する場合は、利用者全員の本体報酬について減算を行う。
・過去 3 年度の就労定着者数が 0 の場合 ・・・15%減算	・過去 2 年度の就労移行者数が 0 の場合 ・・・15%減算
・過去 4 年度の就労定着者数が 0 の場合 ・・・30%減算	・過去 3 年度の就労定着者数が 0 の場合 ・・・30%減算
	・過去 4 年度の就労定着者数が 0 の場合 ・・・50%減算

※ 就労移行者 …… 就労移行支援を経て企業等に雇用された者

※ 就労定着者 …… 就労移行支援を経て企業等に雇用されてから、当該企業等に連続して 6 月以上雇用されている者

2 留意事項

- (1) 就労移行者及び就労定着者について、平成 28 年度以降は、いずれも就労継続支援 A 型事業所に雇用された者を除く。
- (2) 年度途中で就労移行支援事業所の指定を受けた場合、当該年度は減算の対象年度には含まない。

例) 平成 26 年 8 月に指定を受けた事業所の場合

平成 26 年度は算定対象とせず、平成 27 年度から平成 28 年度までの間において、就労移行者数が 0 である場合、平成 29 年度に 15%減算の対象となる。

- (3) 給付費の請求にあたり、減算となる場合は、所定の実績無減算のサービスコードを用いる。

3 添付書類

国報酬告示（抜粋）及び留意事項通知（抜粋）

〒060-8611 札幌市中央区北 1 条西 2 丁目 札幌市保健福祉局障がい保健福祉部 障がい福祉課給付管理係 TEL 011-211-2938 FAX 011-218-5181 E-mail sapporo.jiritsushien@city.sapporo.jp
--

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第五百二十三号）（抜粋）

新	旧
<p>第12 就労移行支援</p> <p>1 就労移行支援サービス費（1日につき）</p> <p>イ 就労移行支援サービス費(I)</p> <p>(1) 利用定員が20人以下 <u>804単位</u></p> <p>(2) 利用定員が21人以上40人以下 <u>711単位</u></p> <p>(3) 利用定員が41人以上60人以下 <u>679単位</u></p> <p>(4) 利用定員が61人以上80人以下 <u>634単位</u></p> <p>(5) 利用定員が81人以上 <u>595単位</u></p> <p>ロ 就労移行支援サービス費(II)</p> <p>(1) 利用定員が20人以下 <u>524単位</u></p> <p>(2) 利用定員が21人以上40人以下 <u>467単位</u></p> <p>(3) 利用定員が41人以上60人以下 <u>437単位</u></p> <p>(4) 利用定員が61人以上80人以下 <u>426単位</u></p> <p>(5) 利用定員が81人以上 <u>412単位</u></p> <p>注1～4 (略)</p> <p>5 イ又はロに掲げる就労移行支援サービス費の算定に当たって、次の(1)から(6)までのいずれかに該当する場合に、それぞれ(1)から(6)までに掲げる割合を所定単位数に乗じて得た数を算定する。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) <u>過去2年間の就労移行者数（ただし、平成28年4月1日以降においては、第13の1の注2又は注3に規定する指定就労継続支援A型事業所等へ移行した者を除く。）が0の場合 100分の85</u></p> <p>(5) <u>過去3年間の就労定着者数が0の場合 100分の70</u></p> <p>(6) <u>過去4年間の就労定着者数が0の場合 100分の50</u></p>	<p>第12 就労移行支援</p> <p>1 就労移行支援サービス費（1日につき）</p> <p>イ 就労移行支援サービス費(I)</p> <p>(1) 利用定員が20人以下 <u>839単位</u></p> <p>(2) 利用定員が21人以上40人以下 <u>747単位</u></p> <p>(3) 利用定員が41人以上60人以下 <u>716単位</u></p> <p>(4) 利用定員が61人以上80人以下 <u>672単位</u></p> <p>(5) 利用定員が81人以上 <u>635単位</u></p> <p>ロ 就労移行支援サービス費(II)</p> <p>(1) 利用定員が20人以下 <u>522単位</u></p> <p>(2) 利用定員が21人以上40人以下 <u>465単位</u></p> <p>(3) 利用定員が41人以上60人以下 <u>435単位</u></p> <p>(4) 利用定員が61人以上80人以下 <u>424単位</u></p> <p>(5) 利用定員が81人以上 <u>410単位</u></p> <p>注1～4 (略)</p> <p>5 イ又はロに掲げる就労移行支援サービス費の算定に当たって、次の(1)から(5)までのいずれかに該当する場合（ただし(4)又は(5)については、平成24年10月1日以降に限る。）に、それぞれ(1)から(5)までに掲げる割合を所定単位数に乗じて得た数を算定する。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) <u>過去3年間の就労定着者数が0の場合 100分の85</u></p> <p>(5) <u>過去4年間の就労定着者数が0の場合 100分の70</u></p>

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について(平成 18 年 10 月 31 日障発第 1031001 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知) 新旧対照表 (抜粋)

新	旧
<p>(3) 就労移行支援サービス費</p> <p>① 就労移行支援サービス費について</p> <p>(二) <u>就労移行者数又は就労定着者数が 0 である場合の所定単位数の算定について</u></p> <p><u>ア 報酬告示第 12 の 1 の注 5 の(4)中「就労移行者」とは、就労移行支援を経て企業等に雇用された者であること(ただし、平成 28 年 4 月 1 日以降においては、報酬告示第 13 の 1 の注 2 又は注 3 に規定する就労継続支援 A 型事業所等に雇用された者を除く。)</u>。</p> <p><u>イ 報酬告示第 12 の 1 の注 5 の(5)及び(6)中「就労定着者」とは、就労移行支援を経て企業等に雇用されてから、当該企業等に連続して 6 月以上雇用されている者であること(ただし、平成 28 年 4 月 1 日以降においては、報酬告示第 13 の 1 の注 2 又は注 3 に規定する就労継続支援 A 型事業所等に雇用された者を除く。)</u>。</p> <p><u>ウ 同注 5 の(4)中「過去 2 年間」、(5)中「過去 3 年間」及び(6)中「過去 4 年間」とは、就労移行支援のあった日の属する年度の直近の<u>過去 2 年度</u>、3 年度又は 4 年度をいう。</u></p>	<p>(3) 就労移行支援サービス費</p> <p>① 就労移行支援サービス費について</p> <p>(二) 就労定着者数が 0 である場合の所定単位数の算定について</p> <p><u>ア 報酬告示第 12 の 1 の注 5 の(4)及び(5)中「就労定着者」については、下記③の(一)及び(二)のとおり取り扱うこととする。</u></p> <p><u>イ 同注 5 の(4)中「過去 3 年間」及び(5)中「過去 4 年間」とは、就労移行支援のあった日の属する年度の直近の過去 3 年度又は 4 年度を言う。</u></p> <p><u>ウ 平成 24 年 10 月 1 日以降からの施行であること。</u></p>

(参考)

平成 26 年度までの取扱い

事務連絡

平成 24 年 (2012 年) 8 月 30 日

指定就労移行支援事業所 管理者 様

札幌市保健福祉局障がい保健福祉部
自立支援担当課長 高橋 みゆき

就労移行支援の報酬算定における就労定着者数の取扱いについて

平素より、札幌市の障がい福祉行政にご理解とご協力をいただいておりますことにお礼を申し上げます。

さて、本年 4 月、障害者自立支援法に基づく障害福祉サービスの報酬改定が行われました。これに伴い、就労移行支援については、本年 10 月サービス提供分より、各事業所における就労定着者数の実績に応じて、各種加算が算定される前の所定単位数（本体報酬）が減算される場合があります。

つきましては、下記のとおり取扱いについて通知しますので、請求事務にあたり、ご留意いただくようお願いします。

記

1 概要

報酬算定を行う月の属する年度の直近の 3 年度又は 4 年度において、就労定着者数（※）が 0 の場合、利用者全員の本体報酬について、一定の減算を行う。

※ 就労移行支援を受けた後、就労した企業等に連続して 6 ヶ月以上雇用されている者の数

2 本体報酬に係る減算率

- (1) 15%減算：過去 3 年度の就労定着者数が 0 の場合
- (2) 30%減算：過去 4 年度の就労定着者数が 0 の場合

3 留意事項

- (1) 年度途中に就労移行支援事業所の指定を受けた場合、当該年度は減算の対象年度には含まない。

例) 平成 24 年 8 月に指定を受けた事業所の場合

平成 24 年度は算定対象とせず、平成 25 年度から平成 27 年度までの間において、就労定着者数が 0 である場合、平成 28 年度に 15%減算の対象となる。

- (2) 給付費の請求にあたり、減算となる場合は実績無減算のサービスコードを用いる。

※ 平成 24 年 4 月施行版のサービスコード一覧に掲載済み

〒060-8611 札幌市中央区北 1 条西 2 丁目
札幌市保健福祉局障がい保健福祉部
障がい福祉課給付管理係 担当 木村
TEL 011-211-2938 FAX 011-218-5181
E-mail sapporo.jiritsushien@city.sapporo.jp